

マイナンバーカード ～健康保険証との一体化について～

デジタル庁に寄せられたマイナンバーカードと健康保険証との一体化に関する質問・疑問と回答を紹介します。

Q マイナンバーカードと健康保険証を一体化し、紙の健康保険証を2024年秋めどに廃止すると聞きました。マイナンバーカードの取得は任意だと思っていましたが、必ず作らなければいけないのでしょうか。施設に入所している高齢者などマイナンバーカードを取得できない者は保険診療を受けることができなくなるのですか。

A マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。

従来の保険証ではなく、マイナンバーカード1枚で受診していただくことで、これまでできなかった、診療記録などをその場で引き出すことができるようになり、データに基づいたより良い医療を受けられるようになります。

このため、デジタル庁・総務省中心に、全力をあげて、施設に入所している人も含め、すべての人たちがマイナンバーカードを持ちうるように努めてまいります。

なお、紛失など例外的な事情により、手元にマイナンバーカードがない人が保険診療などを受ける際の手続については、今後、関係府省と検討を進めてまいります。

Q マイナンバーカードを健康保険証として使える医療機関も少なく、従来の健康保険証よりも診療報酬が高くなると聞きましたが本当ですか。

A 現在、保険証利用に必要な顔認証付きカードリーダーなど（オンライン資格確認等システム）の設置が進んでおり、2023年4月からは、すべての医療機関・薬局において、マイナンバーカード保険証を利用して受診ができるようになります。

なお、マイナンバーカード保険証を利用した際の自己負担額は、2022年10月より改定されています。医療機関で、マイナンバーカードを保険証利用した場合は初診料6円、従来の保険証で受診した場合等は初診料12円の負担となり、マイナンバーカード保険証を利用した方の費用負担が余計にかかるといえることはなくなりました。

Q マイナンバーカードと健康保険証一体化後、マイナンバーカードを落としたり無くしたりした場合、再発行までは保険証が使えないのですか。

A 紛失などにより速やかにマイナンバーカードを再発行する必要がある場合において、現在お受け取りいただくまでに1～2カ月かかっている期間を、大幅に短縮してまいります。このような場合に、市町村の窓口で申請をすれば、長くても10日間程度でカードを取得することが出来るように検討を進めてまいりますので、しばらくお待ちください。

それでもなお、マイナンバーカードの再交付が終了するまでの間など、例外的な事情により手元にマイナンバーカードがない状態で保険診療等を受ける必要がある場合の手順については、今後、関係府省と連携しながら、丁寧に対応してまいります。

◆マイナンバーカードの申請・交付などに関するお問合せ

三戸町役場住民福祉課 ☎ 20-1151

(平日：8時15分～17時)

◆マイナンバー全般に関するお問合せ

マイナンバーコールセンター ☎ 0120-95-0178

(平日：9時30分～20時、土日祝日：9時30分～17時30分)

※マイナンバーカードの紛失、盗難などによる一次利用停止は、24時間365日受け付けます。

マイナンバーカードの申請
お待ちしております！

